

交通安全情報



令和3年2月
警視庁交通部

荷台をけん引した自転車注意！！

荷台をけん引した自転車は、軽車両の区分となります。

軽車両・自転車・普通自転車の違い

区分	軽車両	自転車	普通自転車
例	<ul style="list-style-type: none"> ○リヤカー ○牽引自転車 	<ul style="list-style-type: none"> ○ペロタクシー ○タンデム自転車 	<ul style="list-style-type: none"> ○一般自転車 
歩道通行	×	×	▲
押して通行	押して通行しても軽車両	歩行者	歩行者

注意点1 ▶ 歩道走行

軽車両、自転車は歩道走行ができません。「自転車専用」、「自転車及び歩行者専用」標識は普通自転車のみ該当します。



注意点2 ▶ 除外標識

普通自転車、自転車は押して歩けば歩行者となりますが、軽車両は押して歩いても歩行者扱いとならないほか、「自転車を除く」といった補助標識の効力が及ばないので、一方通行では注意が必要です。



TOKYO SAFETY ACTION
～横断歩道～
歩行者を優先します。



交通安全を妨ぐ、被害だけ、分断のある方法 TOKYO SAFETY ACTION の真諦！
警察庁公式サイト
TOKYO SAFETY ACTION
https://www.safetyaction.tokyo

